



# 陪審裁判

## 22

発行 陪審裁判を考える会

RESEARCH GROUP ON JURY TRIAL

2018年10月

## 追想の中の伊佐千尋さん

新倉 修 弁護士・青山学院大学名誉教授

1 伊佐さんと陪審裁判を考える会

伊佐さんは情熱の人であった。熱情と言い換えてもいいが、それほど熱意が内側から外側に放射され、熱気がほとばしる思いを何度も経験した。そういうときの伊佐さんは、ほとんど例外なく、赤鬼のように真っ赤な顔をしており、酒を含み、英語を交えながら、真剣に抗議し、例えていえば真剣を振りかざし、こちらの喉元を狙って切っ先を正確に突き出し、しかも寸止めで抑えるという名人技を持っていた。平和な邦・ウチナー出身の伊佐さんが刃物を振り回すはずはないので、この譬えは適切ではないが、抗議を受けた経験から言えば、それほど鬼気迫る迫力を感じた。寸止めの後はきまつて、破顔一笑、額の八の字が解けて、軽

いジョークを交えて、酒が取り出されるという仕儀になる。

私が、「陪審裁判を考える会」に参加するようになったのは、『逆転』の作者からの勧誘ではなかった。おそらく、伊佐さんは、國學院大学法学部の助教授であった私を認識していなかったはずであり、そのような「馬の骨」に声をかけるなどという酔狂は、演じるはずもない。これが私の追想の中での伊佐さんの最初の出会( The very first contact) であつた。

2 陪審裁判を考える会とパリ留学

陪審裁判を考える会は、会報である『陪審裁判』創刊号(1982年12月)をたぐると、1982年4月2日に日本

教育会館で開かれた第一回の会合が嚆矢であつた。

その頃、私は慌ただしい準備のままに、4月1日付で大学からの派遣でフランス留学の途についたところであり、丁度単身でパリに到着し、旅装を解く間もなく、パリ第一大学に転身されたベルナル・ブローック教授に連絡し、その仲立ちでジョルジュ・ステファニ教授にお会いする手筈を整えていたときであつた。そのときジョルジュ・ルヴァスウール教授は、カナダの大学で集中講義をされていてお会いする機会はなかった。

実を言えば、この三名の教授は、著名なダローズ社の教科書シリーズで『刑法総論』『刑事訴訟法』を共著で刊行され、フランス刑事法研究の格好な指南役で

あつた。私は、1978年から澤登俊雄教授の指導の下で、本格的に、フランス刑法研究に従事することになったが、そのご縁で國學院大学法学部に専任講師として定職を得て、同時に、フランス刑事法の全体像を正確に紹介するには、標準的な教科書を翻訳するにしくはないという俊雄教授の次兄である沢登佳人新潟大が結成され、そのお世話係のような仕事をすることになった。その関係で、出版社を通じて著者に翻訳の許可を求めたところ、ブローック教授から翻訳の許可とともに改訂中の原稿が送られてきて、手許にある原著の段落番号を手がかりにして、翻訳を進めたという状況であつた。

1981年のフランソワ・ミテラン大統領の誕生と与党フランス社会党の国民議会選挙での圧倒的な勝利を受けて、フランスの刑事法制も、1981年10月の死刑廃止\*1とともに、大幅な改革が大胆に進められている時期であつた。

(次頁に続く)

3 フランス「陪審」と陪審裁判を考える会1986年合宿

私の留学は2年に及び、その間、陪審裁判を考える会は、倉田哲治弁護士的全面的な援助を得て、定期的な研究会を着実に積み重ねており、澤登俊雄教授も(1983年11月4日の研究会)、沢登佳人教授も(1984年8月3日の合宿)ともにフランスの「陪審」裁判を正確に紹介する実績をあげていた。

とはいえ、私が陪審裁判を考える会に入会したのは、たぶん日本評論社の小松進さんの紹介ではなかったかと記憶している。これにもいろいろな経緯があるが、簡単に言えば、神奈川大学短期大学部におられた早稲田大学の先輩・吉井蒼生夫さんのお誘いを受けて、民主主義科学者協会法律部会関東甲信越支部の「民法法律学校」という市民向けの講演会活動に従事していた関係で、小松進さんという東北学院大学出身の編集者と親しくなり、小松さんの勧めで、陪審裁判を考える会に入会することになった。

小松さんは、ボランティアで、陪審裁判を考える会の機関誌「陪審裁判」\*2の発行に携わっていた。余談になるが、小松さん自身も、たまたま東北学院大学に集中講義で来られた稲本洋之助東京大学教授の勧めで、日本評論社に就職するこ

とになったそうであるから、不思議な因縁を感じさせられる。

陪審裁判には、もちろん、関心はあり、私自身、陪審裁判を考える会の1985年8月24日に夏合宿が山中湖で開かれ、「フランスの陪審員」という報告をさせてもらった。フランスの刑事法の標準的な教科書の『刑事訴訟法』でも陪審裁判の実態は必ずしも詳しく紹介されているわけではなく、報告では陪審経験者が共同執筆したクセジュ文庫の『陪審』を取りあげた\*3。この合宿は、オープニング・スピーチはもとより、宿の手配から懇親会の酒の用意まで、あるいは合宿前後のゴルフコンペに至るまで、すべて伊佐さんが仕切っていたようであった。輸入したカリフォルニア・ワインが振る舞われたが、大きな紙パックでガロンというアメリカでは普通のサイズでも日本ではまるでなじみのない樽詰めワインは、確かに美酒であり、伊佐さんの心づくしの賜物であった。

伊佐さんの熱弁は、『陪審裁判』4号巻頭に収録されている\*4ようだが、ビールの取り込み詐欺で有罪となった被告人が奔走して証拠を集め、再審無罪を勝ちとった「下田事件」をあげて、裁判官による証拠評価のあやうさと京都でのアメリカの模擬陪審における証拠評価の厳密

さとを比べて、現状の打破を呼びかける内容である。確かに、誤判防止が陪審導入論の起爆剤となっていることは、伊佐さんの議論でも明らかであった。

4 フランス陪審と日本人

沢登佳人教授は、先見の明があり、フランス革命の産物である近代刑事法制は、刑法典での「罪刑法定主義」の貫徹と治罪法典での陪審裁判と自由心証主義とが一体として進められたのであり、このことを積極的に評価すべしという論陣を張っていた\*5。

大筋ではその通りであるのだが、私はやや悲観的であった。つまり、フランスの陪審裁判が、はたしてアメリカやイギリスの陪審裁判制度に伍して、現状において評価する点があるのかとなると、フランスでは、12人の陪審員が有罪・無罪の評決をする制度は、すでになくなり、人数に変遷があるものの、研究していた当時では、12人の陪審と3名の職業裁判官が合議して、犯罪事実の認定と量刑を行うという陪審・参審の混合方式となっており、そのような陪審制度とその制度上の前提となる予審判事制度もあわせ

て、廃止論が根強く唱えられているという状況であった。それに、江藤价泰教授(都立大学)の紹介で、現職のフランス

の裁判官を招く企画があったときに、来日されたピエール・リオン＝カーン裁判官は、法律家や法学者を輩出する名門出身であるが、日本の事情にも通じており、フランス型の裁判官と協議する「陪審」は日本に取り入れた方がよいかという質問を受けた際に、「フランス人は、素人でも専門家と対等に議論することに臆さないが、日本人は権威や権力に弱いから、フランス型の「陪審」は勧められない」と断言したことがあった。このような比較論が、果たしてどこまで妥当なのかについて、にわかに結論を出すわけには

いかないが、「長いものには巻かれる」「泣く子と地頭には勝てぬ」など、空気を讀んだり、忖度が使い勝手の良い支配の道具として流通したりしている日本の文化状況を見ると、フランスの法律職の高官の鋭利な観察力に納得せざるを得ないようにも思われる。

5 伊佐さんを思い出しつつ

伊佐さんを偲ぶ会が開かれて、引き出物にいくつか著作物をいただいた。私はまったく不調法だが、伊佐さんのゴルフ愛は尋常ではなかったようだ。ゴルフにまつわる逸話も多く、人脈も豊かであったと思われる。その中の一冊に気になるものがあつたので、紹介したい。

これは、伊佐さんが自ら編集して翻訳したもので、『ゴルフ上手は、ことば上手 Great Golf Quotes』（ゴルフダイジェスト社 2014年）という洒落た装丁の小型本である。プロゴルファーの巨人の片言隻句を集めるだけでも相当な「投資」が必要だと思われるが、英語の原文と並べて日本語の訳が付き、見開き2頁という構成も、伊佐さんの美的センスの良さも物語っている。そういえば、夏の合宿でも趣味の良いゴルフウェアを着ていたことを思い出す。

紹介したいのは、次の言葉である。「職業的運動選手の生活は最盛時でも不安定なもの。勝てば肩に乗せてクラブ・ハウスへ運んでくれるが、負ければキャディ・フィを暗がり支払う。」という Gene Sarazen (1902-1999) の引用の後で、メモが付いている。それには、『梯子』が一番いいスポンサーなどと言うプロもいるけど、印税より取材費のほうが大きい三文作家に比べれば、まだ安定性のある職業だと思う。」という本音ともとれる。「ぼやぎ」が記されている。

精神的にも豊かな人生を歩まれた伊佐さんにとって、陪審という本懐を遂げることができなかつたことの方が、「ぼやぎ」ではない「苦渋」として残されているのだと思う。私たちは、この苦い味わ

いが本当の意味での国民の意思が裁判の隅々にまでおよばされ、近代刑事司法史で営々と築かれてきた証拠の黄金律を實踐するのは、自覚した陪審においてほかにないという「遺言」として残されていることを心に留めて、伊佐さんからこれをしつかと受け取らなければならない。

\*1 新倉修 「フランスは死刑を廃止した」ジュリスト798号（1983年）。ほかに「フランスの警察／街頭における警察活動の断面」ジュリスト733号（1981年）、「フランスの検察」『現代の検察』（日本評論社 1981年）などがある。

\*2 「陪審裁判」創刊号には、倉田哲治弁護士、利谷信義教授、伊佐千尋さん、関原勇弁護士、庭山英雄教授、飯室勝彦東京新聞記者らが論考を寄せている。

\*3 新倉修 「フランスにおける陪審制度」『陪審裁判』4号（1986年）8頁。

\*4 伊佐千尋 「木も見ず、森も見えない――1986年合宿特集号に寄せて」『陪審裁判』4号（1986年）1頁。

\*5 沢登佳人 「冤罪を根絶する妙薬、圧制から人権を守る砦としての陪審」『陪審裁判』3号（1985年）1頁～2頁。

（5頁から）。

伊佐さんは裁判員制度にずっと反対されてきました。「陪審裁判を考える会」のメンバーのなかでも、少しでも、司法制度が改善されるのならばと考えて、裁判員制度に賛成している人が多いというのが実情だろうと思います。しかし、現状ではいまだに代用監獄は廃止されていませんし、取り調べの全面的な可視化も実現されていません。弁護士の接見交通権の実現はまだまだ不十分なものですし、もちろん、取り調べに弁護士が立ち会うことはほとんど保障されていません。憲法の三大原則である、「国民主権」と「基本的人権」の保障は絵の描いたモチでしかないのが現状です。裁判員制度は「市民のための司法改革」であると言いつつ、「裁判所に都合の良い制度」であり、市民のためになっていない、市民の自由と権利を守る制度になっていない」と、伊佐さんの怒りの声が聞こえてきます。

ご冥福をお祈りいたします。  
合掌。

# 伊佐さんの遺志を受け継いでいく

根本 行雄 著述業

伊佐千尋さんとお会いした最初は、1986年2月、「陪審裁判を考える会」が主催する、『十二人の怒れる男』の公演と、「司法を市民の手に」というシンポジウムに参加した時でしたが、親しくさせていただくようになったのは、93年、熱海での「合宿」に参加してからです。

合宿の初日、伊佐さんはゴルフをしてみましたという感じで、ポロシャツに半ズボンという出で立ちで現れました。当時としても、中高年の男性の半ズボン姿は珍しく、そのフランクな感じは、田舎育ちの私を驚かせるものでした。

伊佐さんについては、どなたもご存知のように、沖繩において、ご自身が陪審裁判を体験され、それについて書かれた『逆転』によって大宅壮一ノンフィクション賞を受賞されたことが契機となり、日本において陪審裁判を実現しようという市民運動の先頭に立つことになり、「陪審裁判を考える会」を設立することになった。なりました。

「陪審裁判を考える会」が大学の教員

や法曹関係者やマスコミ関係者をはじめ、一般市民や学生など、多くの人々が集まるようなものになった背景には、伊佐千尋という人物の手柄が大きな役割を担っていたと思います。専門家と一般市民をつなぐ、クッションのような連結部になっていたと思います。

伊佐さんはお酒やアルコールの大好き人でしたから、「陪審裁判を考える会」に集ってきた大学の教員や法曹関係者やマスコミ関係者をはじめ、一般市民や学生などと、「飲みニケーション」をとっておられました。

わたしは、近所の、造り酒屋が特別に神前にお供えするために製造していた「白貴」というどぶろくを、毎年、伊佐さんにお届けしていました。すると、伊佐さんはだれだれさんと一緒に飲みましたというお手紙とともに、ご著書にサインをされて返礼をされました。ワインなどをいただいたこともありました。

伊佐さんはずっと裁判員制度には反対をされていました。今回の司法改革は、

「市民のための司法改革」であると言いつつながら、「裁判所に都合の良い制度」であり、市民のためになっていない、市民の自由と権利を守る制度になっていない。陪審制が優れた司法制度であると同時に、より重大な影響を社会に及ぼし、民主主義が適正に機能していくうえで不可欠の政治制度であるというトクヴィルの指摘を重視したい。裁判員裁判は、裁判官3名と一般市民である裁判員6名の合議制であり、一般市民が専門家意識の強い裁判官を相手にして、評議において主体的な判断を下すのは困難であり、それでは民意を反映することはできない。

しかも、多数決で有罪か無罪かが決定されししまうということ、そのうえ、死刑の判決すらが多数決で決定されてしまうという恐ろしい制度である。裁判員制度は、これまでの裁判と同じく、事実認定と量刑の判断を区別していないという構造的な欠陥を温存している。事実認定を裁判官が行うのがよいか、市民が行うのがよいかという問題ではなく、国民の自由と

人権にかかわる根幹的な問題である。最高裁が巨額の税金を使って宣伝したにもかかわらず、本来ならば歓迎すべき市民参加に消極的な一般市民が78%もいるという内閣府の発表したデータをあげて、疑問を呈していました。

「国民の人権を守る制度なのですから、国民の意見に耳を傾け、国民的議論を経た制度なければならぬのは当然のことです。一般大衆が、裁判員制度に積極的でないのは、こんなものを次世代に残してよいか、不安だからだと思います。不人気の理由は考えればわかることだし、不賛成の理由は政府は直視すべきです」(裁判員制度はなぜ不評か)より)と主張され、裁判員制度には終始一貫して反対されていました。

毎日新聞(2018年5月19日)は、次のように伝えています。

「21日で施行から9年を迎える裁判員制度で、裁判員選任手続きへの候補者の出席率低下や、裁判員の辞退率上昇の傾向に歯止めがかかっていない。昨年1年間の出席率は過去最低の63.9%で、辞退率も過去最高の66.0%。制度に詳しい識者は『最高裁は候補者の不安を取り除く取り組みを検討すべきだ』と話している。」

伊佐さんが裁判員制度に対して述べて

いた不安の要因は、今も、まだ、取り除かれてはいません。

日本には、「日本国憲法」というとても優れた憲法がありながら、なぜ、数多くのえん罪があるのでしょうか。これまでに、日本の司法の「えん罪を生む」仕組みについては、青木英五郎さん、後藤昌次郎さん、渡部保夫さんその他の人びとによって、全容はほぼ解明されています。

「裁判員裁判」に代表される、現在進行中の司法改革は、まだまだ不十分なものです。いまだに代用監獄は廃止されていませんし、取り調べの全面的な可視化も実現されていません。そして、弁護士の見交通権の実現はまだ不十分なものですし、もちろん、取り調べに弁護士が立ち会うことはほとんど保障されていません。

えん罪を生む原因は、警察ばかりではなく、もちろん、検察にも、裁判所にもあります。また、報道機関にもあります。

警察については、別件逮捕の禁止、代用監獄の廃止、ミランダ・ルールの確立、勾留期間の欧米並み短縮、弁護士との立ち合いのない取り調べの禁止、取り調べ状況の全面的可視化、早期保釈、黙秘権の確立。検察については、証拠の全面開示の義務化、上訴権の廃止などが、早急に実現すべき喫緊の課題です。裁判所と報

道機関については、詳しくは、拙著『司法殺人』（影書房）を参照していただきたいと思えます。

わたしは伊佐さんから一度、叱られたことがあります。ある人の出版記念会において、わたしは久しぶりに会った知人と話し込んでしまい、伊佐さんのスピーチが始まったことに気が付きませんでした。伊佐さんはわたしが話していることに気づくと、スピーチを中断して注意をされました。

伊佐さんは短いスピーチでも、長時間の講演でも、きちんと講演原稿を書いて、それを読み上げる人でした。ですから、フランクな人柄でありながら、とても生真面目な人柄でもありました。わたしなどは、短いスピーチでも、長時間の講演でも、メモなど、それなりの準備はしますが、講演原稿を読み上げるようなことはしません。伊佐さんには、慎重なところがあつたのだと思えます。

わたしは「陪審裁判を考える会」に入つたのは、冤罪を防止するという目的があつたからでした。しかし、この「会」を通して学ぶうちに、陪審制は主権者である国民が司法に参加する制度であるという認識を得るようになりました。

私たちは、これまで、えん罪事件や再審事件について調査研究をし、どのよ

うにしたらえん罪をなくすことができるのかについて考察するとき、「無辜の不処罰」という観点に依拠してきました。そして、それについてまったく疑問に思わないできませんでした。しかし、それでは不十分であつたということに、わたしは最近になって気づきました。まず、日本国憲法にもとづき、三大原則のひとつである「基本的人権」の保障を最優先とし、それに加えて「無辜の不処罰」、「疑わし

きは被告人の利益に」に依拠して調査研究をし、考察すべきであつたのだ、と。憲法を忘却したり、軽視したりしていた訳ではありませんが、先入観にとらわれ、近視眼的になつていたと思わずにはいられません。

えん罪を防止していくには、まだ、実現されてはいませんが、被疑者国選弁護人制度、陪審制度、法曹一元制度（非常勤裁判官制度を含む）などが必要不可欠です。しかし、それでも、まだまだ、不十分です。

伊佐さんの「陪審制」を実現しようという活動は、主権者である国民が司法に参加することを目指すものであつたと思えます。冤罪を防止することはとても大事なことですが、伊佐さんによって、主権者である国民が司法行政に参加し、真

の意味での民主主義を実現していくこと

がとても大切であるということが明らかにされたからです。

しかし、まだまだ、市民が司法行政に参加する方法は十分に知られていませんし、研究も進んでいないようです。民事陪審や修復的司法などをはじめとして、社会生活の中で民主主義が成熟していくためには、市民が立法にも、司法にも、行政にも参加していくが必要不可欠です。伊佐さんはその端緒を開いた人であり、「種をまく人」であつたと思えます。

ここで、トクヴィル著『アメリカの民主政治（下）』井伊玄太郎訳（講談社文庫）から引用をしておきましょう。

「陪審は人々に私事以外のことに専念させるように強いることによって、社会のかびのようなものである個人の自己本位主義と闘う。／陪審は驚くほどに人民の審判力を育成し、その自然的叡智をふやすように役立つのである。これこそは陪審の最大の長所だとわたくしには思われるのである。陪審は無料のそして常に公開されている学校のようなものである。」（210ページ）

伊佐さんは、この陪審制のもつ教育効果をもつて体験されました。だからこそ、『逆転』を書き、「陪審裁判を考える会」を作り、陪審裁判実現のために努力をされ続けたのだと思えます（3頁へ）

# 『逆転』を読み直す

飯室 勝彦

ジャーナリスト

本棚から『逆転』を引っ張り出してホコリを払った。伊佐千尋さんの訃報に接し、陪審復活論者にとってバイブルのようなこの本をあらためて読み直そうと思ったのである。

伊佐さんは亡くなるまで裁判員制度を認めようとしなかった。「中途半端だ」「陪審制でなければダメだ」と言い続けた。陪審復活は伊佐さんの遺言のようになった。『逆転』を熟読することで、その遺言の理由をもっと深く理解できるのではないかと考えた。

三六年前、「冤罪防止」「司法への市民参加」などを旗印に「陪審裁判を考える会」を立ちあげた私たちの目標はもちろん「陪審制復活」だった。

当時、法曹界でも市民の司法参加を真剣に考える人は極めて少なかった。発足を前に日弁連の機関誌『自由と正義』の編集部に陪審制に関する特集を提案して、「夢のようなことを・・・」と軽くあしらわれた。

次々に冤罪が発覚し、裁判官裁判の

限界が浮き彫りになっても、市民参加による司法の民主化を主張する声は大きくならず、陪審復活の現実的手応えはなかなか得られなかった。市民参加を求める人々の議論も「陪審か参審か」で決着がつかないという事情もあった。

会名が「復活する会」ではなく「考える会」になったのは、そうしたなかで「研究し力をつけ、賛同者を増やして復活する会に衣替えする」という戦略からだ。妥協と言えれば妥協である。

それから幾星霜、司法改革審議会が始まった。考える会では審議会に資料や意見書を送り陪審裁判の必要性を訴え続けたが、審議会が提案したのは陪審と参審を折衷した裁判員裁判だった。

関係者の間には新たに生まれた制度をステップに陪審復活へ向かってさらなる前進を目指せばよいとする妥協的雰囲気広がった。曲がりなりにも市民参加が実現したことで安心してしまった観もある。あくまでも陪審制復活を主張する伊佐さんには不本意だったようだ。

それにしてもなぜ「一步前進」と評価できないのか、『逆転』再読で伊佐さんの心中を探ろうと考えたのだが、結論を先に書くと明確な答えは得られなかった。

作品からは陪審制への伊佐さんの熱い思いが伝わってくる。日本の刑事法規、刑事裁判の実態なども詳細に調べ批判的に書き込んでいる。陪審制への肯定的視線、積極的姿勢が読み取れるが、この作品は陪審制の光の部分だけを描いているのではない。たとえば人種的、民族的偏見が及ぼす影響、陪審員の倫理観、責任感などさまざまな影の部分にも触れている。決して陪審讃歌ではない。

しかし再読であらためて痛感したことがある。伊佐さん自身が体験した陪審裁判の透明性だ。

評議の秘密など刑事裁判に特有の制約はあったが、裁判の進行を法廷レポーターが音声で説明し、それがソノシートのような形で残されていた。記録が散逸して、入手するまでに紆余曲折は

あったものの、とにかく審判の内容が分かったからこそ伊佐さんの傑作が生まれた。陪審裁判とはどのような行われるのか、この事件はどう裁かれたのか、私たちが詳しく具体的に知る事ができた。法曹三者だけで行われる専門家裁判の閉鎖性とは大きな違いである。

裁判官による誘導とも言える予備的訴因の特別説示などに伊佐さんが疑問を呈すことができたのも、この透明性があつたからだ。

従来の日本型専門家裁判では確定後の訴訟記録さえプライバシーその他の理由で開示されないことが多い。新制度の裁判員裁判では市民参加によって透明性が強まる事が期待されたが期待は裏切られた。

争点整理手続きが法曹三者だけで、非公開で行われ、裁判の骨格とも言える部分が一歩に包まれてしまった。裁判員は厳しい守秘義務を課され、評議の内容はもちろん、公開法廷でのやり取りを除けば審理、議論の内容もほとんど外部に知られることはない。評議の場における裁判官や裁判員の言動、証拠の評価などを検証できず、「裁判官と市民の協働」(司法改革審議会の報告書)が実現しているかチェックのしようがない。

陪審制にも問題点があることを十分認

識しながらも、司法を市民の手に取り返し民主化するためには陪審制しかないと考えたであろう伊佐さんが、裁判員制に厳しい評価しか与えなかったのは透明性の増す可能性が認められないからではないだろうか。透明性こそが司法民主化の大前提だからである。

『逆転』には陪審制の他に大事なテーマが含まれている。沖繩差別への憤りだ。多くの読者がそれを見逃し、陪審のバイブル視するだけだったのは、伊佐さんにとって本意ではなかっただろう。

作中には沖繩の人たちに対する米民政府、米軍の不当な蔑視、差別などが頻繁に出てくる。加害者とされたのは沖繩青年たち、事件の被害者は米兵という事件の構図を下敷きに不十分、不公平な捜査の末に訴追され、陪審が無罪の評決をしたのにアメリカ人の裁判官は強引な法的論理で重い刑を科した。

米側高官は沖繩人の企業経営者に無理難題をふっかけ、言うことを聞かないと嫌がらせをして決定的打撃を加える。「当時の社会、米民政府の体質を窺う」（「あとかぎ」から）エピソードふうにはあるが、異民族支配の実態が随所で紹介されている。

沖繩はいまだに広大な面積を米軍基地にとられ、米軍の世界戦略の中で重要な

位置を占めさせられている。辺野古には半永久的な新基地の建設が急ピッチで進んでいる。米側に有利な日米安保条約、地位協定のもと、さまざまな面で事実上の「異民族支配」が続いている。

司法の民主化・透明化と沖繩の基地開放、伊佐さんによる四一年前の課題提起はいまなお過去の話になっていない。

## 陪審裁判を考える会記録

### 2018年

#### ●陪審裁判を考える会3月例会

日時：3月17日（土）13：00（開場）  
場所：青山学院大学17号館10階デイス  
カシヨールーム

テーマ：伊佐さんの逝去について、米国陪審ツアールの可能性、会誌22号、及び沖繩民事陪審法廷記録翻訳について

#### ●陪審裁判を考える会4月例会

日時：4月21日（土）13：00（開場）  
場所：青山学院大学17号館904号室  
講師：平山真理教授（白鷗大学）  
テーマ：『取調べ録音録画映像の証拠としての位置付け——今市事件から得られた課題を明らかにし、対策について言及する——』

#### ●陪審裁判を考える会6月例会

日時：6月30日（土）14：00（開場）  
場所：青山学院大学17号館904号室  
講師：森野俊彦さん（弁護士）  
テーマ：「最近の再審に関わる決定について」

#### ●陪審裁判を考える会2018年合宿

日時：8月19日（日）及び20日（月）  
場所：神奈川県足柄市「魚山亭やまぶき」  
テーマ：懸案の沖繩陪審の翻訳が一応完了したことを受け、来年の裁判員制度10周年に合わせて出版を考えるため、福来寛さんの来日に合わせての夏合宿

●陪審裁判を考える会9月例会  
日時：9月29日（土）18：00（開場）  
場所：青山学院大学17号館10階デイス  
カシヨールーム  
講師：竹田昌弘さん（共同通信）  
テーマ：「検証・裁判員裁判」

# 伊佐千尋さんを偲ぶ

滝田 清暉 陪審裁判を考える会事務局

今年の庭山英雄さんに続き、かつてわ

が会の三代表の一人であった伊佐千尋さんが亡くなりました。庭山さんが亡くなったとき、伊佐さんのご自宅に電話したときは、既に電話に出られないようだったので心配はしていましたが、突然の新聞報道によって亡くなったことを知ったので特に驚きました。

ご自宅に電話したときは、既に家族葬が済んでしまっていました。亡くなる一週間ほど前までは、意識がしっかりとおり、お孫さんとも話ができたとの奥様のお話にて、これで三代表全てが亡くなったと、あらためて寂しさを感じました。

伊佐さんは、信念の強い人で、決してその信念を曲げることのない、何ものにも拘束されない真の自由人であったと思います。

伊佐さんと言えば、「逆転」の小説を思い起こしますが、それと共に、伊佐さんが自由人であることを支えてきた力は、ワインにあるのではないかと思わせる程、ワイン好きだったことを思い出し

ます。

アルコールは何でも好きであったようですが、ワインは特別で、「僕は毎年デパートと契約して、ワインを150万円以上取ってもらうんだよ。」と言って、夏の合宿にその一部を持って来て、皆にふるまうのが常でした。

そんな、豪快なところのある伊佐さんは、裁判員制度の導入に対し、陪審でなければだめだと言って落胆し、例会にも出られなくなり、「陪審裁判を考える会」は解散だというようになりました。

庭山さんも高齢になり、例会に出にくくなったところ、私と福来さん、それに黒沢さんの3人で、伊佐さんと新宿で飲み会を持ち、今後の考える会について相談したところ、伊佐さんは強く解散を主張しました。これが、我々を鼓舞するため

だったのかどうか、はっきりしないところもあります。新たな陪審制度導入という希望を失った絶望感に基づくものであり、我々残ったものには「陪審」を語る資格がないという主張だったように思

います。

この主張に対しては、3人とも納得できず色々議論する中で、我々が陪審制度を諦めたわけではないことを理解してもらえたとおもいます。ご自分の、「陪審裁判を考える会」の名称を使って欲しくないと主張を、しぶしぶながら撤回してもらったことができ、散会しました。

私と伊佐さんは帰る方向が同じであったので、二人で歩くうち、伊佐さんにもう一軒行かないかと誘われました。私も若くはないので、翌日のことも考えてお断りすると、実はちよつと話しておきたいことがあると喋って話されたのは、「自分が生きていく内に陪審制度の実現に目処をつけられなかった。」と言われ、今にもなくなりそうな気弱さを感じたことを思い出します。

強気の伊佐さんしか見てこなかったので異常を感じ、「今は寿命も延びていまずから、そんなことは分かりませんですよ。どうかしたんですか？」と尋ねたところ、「癌で先がないんだ。」と言われ、驚きま

した。

その後、申し訳ないことに、亡くなったとの報に接するまでそのことを忘れていましたが、予告された通りだったようです。

伊佐さんからは、何度も発破をかけられてきましたが、私にはそれに答える力はなく、失望させてしまったように感じています。

まあ、色々ありましたが、やはりあの元気な伊佐さんが亡くなったとは思えない、寂しさを禁じ得ません。

後藤さんを偲ぶ寄稿文の中で、伊佐さんには、「裁判員裁判は陪審による裁判とは似ても似つかず、市民参加のかけらも生かされていません。裁判所は『陪審』という文字を国民の脳裏から遠ざけようとして、大袈裟に言えば明らかな意図のもとに僕の本を抹殺しようとしたのだと思います。しかし、我々は完敗したのであり、裁判所の狡智の前にはあまりにも戦法が正直すぎ、甘かったと思います。同じことが、『陪審裁判を考える会』の運動についても言えるでしょう。」と書かれました。

偉大なエネルギーを持った三代表は亡くなりましたが、最近、司法への市民参加を、刑事裁判に限らず、民事・行政訴訟にも拡大しようと言う新しい動きが出

てきましたが、これは、これまでの先駆者に対する、供養になるのではないかと気がしています。

伊佐さんの叱咤激励を感じながら、「やるっきゃない」ではなく、長続きする、亀の歩みでも良いのではないかと思っています。

伊佐さんのご冥福をお祈り致します。

# 伊佐千尋さんを偲んで

高見 優

新潟陪審友の会

1 「新潟は初めてです・・・」(1998年12月)

新潟陪審友の会の設立総会で記念講演をお願いしました。そのとき伊佐さんは初の新潟来訪でしたが、その後多彩な人たちを連れて何度も来られ、いつも酒席で陪審論議をしながら楽しい時間を共に過ごしたものです。

記念講演の記録は当会が編集した「市民の手に裁判を―陪審制度」(尚学社・1998年)に再録しました。(同書175頁―「私と陪審制度」)

2 沖繩陪審員、作家、ワインとゴルフ：「陪審裁判を考える会」代表

多才な伊佐さんの魅力あふれる姿は皆さんもお分かりの通りでしょう。ワイン通でゴルフの腕はシングル、唐詩に関する著書のほか、もちろん沖繩陪審経験ノンフィクション「逆転」は映画にもなりました。

私は新潟水俣病事件をテーマとする記録映画「阿賀に生きる」(佐藤真監督)

のプロデューサー(製作委員会)でした。撮影スタッフの宿舎に映画「逆転」を持ち込み鑑賞してもらいました。完成するかどうか苦戦していたスタッフは何かのヒントを得て、作品が仕上がったのではないかと思っています(サンダンス映画祭第1回グランプリ受賞ほか多数受賞)。

3 政治制度としての陪審―司法権が市民(民衆)に帰属しているかどうか

前記の伊佐さんの講演録(「私と陪審制度」)を改めて読み返してみると、指摘された内容の大部分は30年以上経った今も適切だと思えます。逆に言うと、わが国の刑事司法制度の改善があまり進んでいないことに驚きます。

先日、映画「獄友」を観ました。伊佐さんの講演で取り上げられている元受刑者らが登場しており、引き続き「冤罪」事件の再審請求をされています。

伊佐さんの指摘―ミランダ・ルールと取調過程、証拠の収集・評価、裁判所と

警察・検察、市民の意識などを、残された私たちがどうするのか、それが依然として宿題ですね。

4 「陪審は裁判の機関以上のもの、憲法の車輪以上のもの」

伊佐さんが書かれています。無辜なる市民が司法権を行使することの真意味について、多年にわたる人間社会の歴史経験から人類の英知として掴み取った政治制度としての陪審制度を、もう一度しっかりと検証してみるべきです。

必要なのは、自分自身を含む人間に対する自然で謙虚な理解・態度によって陪審制度をみるのが大事なのではないかと、伊佐さんの人柄を偲び本文を書きながら、ふとそう思いました。

伊佐さんからプレゼントされた「カメオブローチ」を見るたびに、今でも、贈られた妻と私は、伊佐さんの名前を口にしてはその姿を思い出しています。

# 伊佐千尋さんの思い出す

五十嵐 二葉

弁護士

伊佐千尋さんと出会ったのは、日本テレビのイレブンPMという番組だった。

深夜のアダルト番組だったが、シリアスなテーマも深く取り上げる番組で、今はもうなくなってしまうことが惜しまれる。

一晩全部を使って代用監獄の問題点を取り上げるからと言われて行った。何年のことだったか忘れてしまったが、多分1988年に私が国連自由権規約委員会の日本政府報告書審査に向けてジュネーブに行ったことを平野龍一先生が刑法学会で取り上げて発言してくれたりして、国内でも代用監獄という問題がようやく認知されたころだから、1988年から89年ごろだったと思う。

番組は代用監獄のセットを作るなどして、力を入れて代用監獄反対のキャンペーンをしてくれた。「逆転」の著者伊佐さんも呼ばれていて、番組が終わったあとで、日本にも市民参加の裁判制度が必要だ、「陪審裁判を考える会」というのを作ったので、あなたも入って、と言

われて入った。

伊佐さんは陪審制の実現を目指して会の運営に心血を注いでいる感じで、自費を投じて会場を借り、元裁判官などの有名人を次々に招いて会に引き入れ、勉強会の後での懇親会でも、こうした人たちの費用を負担するなどして会を発展させようとしていた。

この伊佐さんの情熱を思えば、2001年の司法制度改革審議会意見書から裁判員制度・刑事検討会と、陪審とは違う制度、市民参加の本質が損なわれるかと思われる制度がずるずるとつくられていくこと、「陪審裁判を考える会」のメンバー達が、それに抵抗もせず、むしろそれに乗っていくことに耐え難い思いがあったことだろう。「陪審裁判を考える会」の名前を使うな、という彼の怒りに、メンバーの中には反発があったが、伊佐さんの陪審にかける思いを見てきた私には、もつとも、という思いがある。この経緯にも表れているところだが、伊佐さんは熱情の人、直情の人だった。

思うところにもまっすぐに向かっていき、右顧左眈しない。曲がったことを許さない。意見が違ふと顔を真っ赤にして怒り容赦なく非難したが、その根底にあったのは、人間に対するほとぼる愛情だったと思う。

「ご息子をなくされたとき、私ももし自分の息子が死んでしまったらと思うと、伊佐さんの悲しみが身に染みて、一生懸命お悔やみを言った。会の帰りで銀座を歩きながらだった。伊佐さんは感極まって私に「ありがとう」と言ってハグした。する前に「いい？」と聞いてからしてきたことが日本人なんだな、とほほえましく思い出される。

また一緒に市民参加の運動をしたかった。

「陪審の会」のありようなどから、それが出来ずに亡くなってしまったことが悔やまれる。

4月の「偲ぶ会」で、奥様とお話する機会があった。奥様が伊佐さんとの生活を「一生幸せでした」と言われたこと

が感動的だった。死後に妻からそう言ってもらえる人が何人いるだろうか、と思った。

人の評価は「棺を覆って定まる」と言われる。ただ、そうなくてもひとりの人間の全貌は、外部からの目だけでは半面的だ。その人が家族にとつてどういう存在だったのか、という外部からは陰になつて半面が合わさつて、人物像が立体的になる。その人のありのままの真価が見えるのではないか。奥様の言葉から、私の伊佐さんの人物像が完成したと感ずるこの頃である。

# 伊佐さんを偲んで

森野 俊彦 弁護士

○もう20年近く前のことになるが、東京を離れての本会の合宿に参加したときのことである。既に議論が始まっていた会場にたどりついたところ、ある紳士が熱弁をふるわれていた。その風貌から、本会の創設者の一人である伊佐千尋さんであることがすぐ分かった。ずいぶん前にデビュー作といってよい「逆転」を読んで、陪審制度に興味を覚えた私にとつて、著者その人のお顔を身近に見て感激し、少なからず興奮してしまった。

その後の休憩の折に、私が現職の裁判官であり、かつ、大阪の「陪審制度を復活する会」に入っていると申し上げると、今度は伊佐さんが少し驚かれ、「私は裁判所を信用していないが、陪審裁判を復活しよう」と闘う裁判官は同志である。」とおっしゃり、お互い意気投合して握手までしてしまった。その時の手の力強さをいまだに忘れることができない。

○伊佐さんが「裁判官を信用しない」といわれる理由はおおかたの人はお分か

りであろう。周知のとおり、4名の沖繩青年が2人の米兵に対する傷害致死の訴因で起訴されていた陪審裁判で、いったん有罪に傾きかけた評議を、伊佐さんの奮闘の甲斐あつて、傷害致死は無罪、ただし傷害は有罪という評決に「逆転」した。しかしながら、裁判官の出した判決は、伊佐さんの予想に反して重く、3人が実刑、1人が執行猶予という「再逆転」といつてよい内容で、そうした体験を経て、伊佐さんは、およそ裁判官は信用ならないと骨身に感じられたのではなからうか。

○その後、日本は、陪審制度の復活を認めず裁判員制度を採用した。このことも伊佐さんにとつては我慢出来ないことで、折りに触れ、「私は最後まで陪審を希求する」といわれ、裁判員裁判に対しては厳しい批判を投げつけられた。現職の裁判官である私としては「裁判員裁判を粉砕する」とは言えないとやや逃げ腰になっていたが、裁判員裁判を受け入

れた者に対しては容赦しなかつた伊佐さんも、私に対してはそれまでのおつきあいに免じて、強く糾弾されることなく、ともかくワインを飲もうと誘つてくださった。そして、晩年は、大阪の復活する会によく来られた。復活する会が「陪審」をなお獲得目標にしていることに親和感を覚えられてのことと思われるが、例会が始まつて早々に伊佐さんからワインがまわつてくるのには正直驚き、豪放な伊佐さんにも満たされぬ思いがおりなのかなと推測した位である。

○伊佐さんは、これも承知のとおり、多くの著書を出されているが、そのなかのひとつに「目撃証人」という作品がある。これは、有名な「遠藤事件」を題材にしたもので、同事件には多くの争点があるのだが、特に、バス運転者の、被告人車のトラックとすれ違ったのちに道路の中央に寝ていて事故に遭う前の被害者を目撃したという供述について、担当裁判官が被告人車とバスとのすれ違い地

点を有罪結論に合うように認定した点など、裁判官の有罪志向が問題となり、最高裁での破棄・無罪判決確定後、国家賠償請求が提起されたりした。まさに、伊佐さんがいわれた「裁判官は信用できない」を裏付ける恰好のテーマなのだが、私も裁判の内容を知れば知るほど、「これはひどい」と思わざるをえなかつた。私は、無謀にも、伊佐さんの著作を参考にしてこれを脚本にして、復活する会の「陪審セミナー」で取り上げ（被告人が現場にさしかかつた時刻を特定するために、ちょうどその時ラジオから鳥羽一郎の歌が流れていたというような工夫もしてみた）、それなりの評判を得た。都合でこれらなかつた伊佐さんに、いつか脚本をみてもらおうと思つていたが、お渡しする機会を失ってしまった、それだけが心残りである。

# 伊佐千尋さんと国民の司法参加

四宮 啓 弁護士

来年2019年、裁判員制度は施行後満10年を迎える。一般の国民が主権者として刑事裁判に参加する制度は、恐らく伊佐さん（「陪審裁判を考える会」のメンバーとして「さん」と呼ばせていただく）なしにはまだ実現していなかったであろう。従来の日本の刑事裁判が制度として本質的に持っていた様々な問題点の指摘と、これらに対する陪審制度導入という改革案は、復帰前の沖繩で陪審員を實際に経験された伊佐さんでなければない説得力とリアリティを持っていた。日本において司法への国民参加の主張と運動が力を持ったのは、伊佐さんが中心にいたからに他ならない。

伊佐さんは陪審員の経験から学び取った、いや陪審員経験者でなければ学び得なかった多くのことを日本社会に伝えてくれた。「陪審裁判を考える会」創設10周年を記念する会報7号（1992年3月）には「政治制度としての陪審」と題して、「陪審はまず何よりも第一に政治制度であり、優れた司法制度である以上に重要な人民主権のシステムである点に着目すべきだろう・・・法律に無関心な市民にも、自らの手で公権力の運用に当たる機会を与え、自分こそ国政の主体であり主権者である、という心の中に眠っている自覚を呼び起こし、自分たちの権利について教えてくれるのがこの学校」と述べている。

この「学校」とは、もちろん、トックヴィルが「一人一人の陪審員がその権利について学ぶ、無料の、いつも公開されている学校のようなもの」と述べた陪審裁判のことである。伊佐さんはこの学校の「卒業生」となった。証拠調べに8日、評議に3日の合計わずか11日間の陪審員としての経験によって、ゴルフとワインが生きがいだった一人の市民の「体の中でのなにか大きな変化がおこった」というのである。

私がアメリカ留学で目の当たりにしたのも、陪審制度の透明な刑事手続とともに、政治制度としての意義であった。そして、国民が統治主体として司法にも参画する制度として導入された裁判員制度においても、すでに6万人を超える裁判員経験者の中に伊佐さんと同じ経験を語る人々が出てきている。

伊佐さんの『逆転』が初めて刊行されたのは1977年、同書が第9回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞したのは1978年、そして「陪審制度を考える会」が発足したのは1982年である。私が、伊佐さんと『逆転』を知ったのは、弁護士登録翌年の1982年に私が所属する事務所に「陪審裁判を考える会」の会報創刊第1号が届いたことよってであった。すぐ例会に入れてもらい、その後事務局も担当することとなって、より

伊佐さんの議論と運動は、常に愉しみながら行うというものであった。それは要するに酒と共にあったということだが、そのことが運動に柔らかさと広さを与えてくれたように思う（「考えてばかりいる」と批判もされはしたが）。そしてその場にはいつも、奥様の邦子様

の優しいホスピタリティがあった。

日本の刑事裁判への国民参加は、陪審制度ではなく裁判員制度という形になった。そして伊佐さんは裁判員制度に対して厳しいご意見をお持ちであった。しかし、主権者を無作為に選び1件だけ任務を果たしてまた市井に戻るといふ陪審制度の本質の重要な部分は、裁判員制度の生命として採用された。そのことが、伊佐さんも主張しておられた刑事手続にも（立法的解決がなされなかった点を含め）大きな変革をもたらしていると私は観察している。

伊佐さんと裁判員制度を巡って長時間討論する機会に恵まれたのは『裁判員制度は刑事裁判を変えるか』（2006年）に収録された対談であった。対談の終わ

# 伊佐さんの思い出・沖縄、アメリカ、そして陪審制度

福来寛 カリフォルニア大サンタクルズ校

り近く、伊佐さんはこう述べてくださった——「四宮さんと僕はけんか別れしたとみんな言っているんです。二人の意見が食い違っているということも僕は言っていない。彼は彼の道を行き僕は僕の道を行く、と言っているだけで、結局行かんとしているところは同じでしょう」。

その通りである。伊佐さんがこれからも、陪審制度の本質に沿った裁判員制度の健全な定着と発展のために見守ってくださることを祈って、追悼の辞とさせていただきます。合掌

伊佐千尋さんと初めてお会いしたのは1996年、熱海の「陪審裁判を考える会」の合宿でした。その後、毎年参加した熱海合宿では、会の創始者である伊佐さんを含め、錚々たるメンバーと直接お会いし、話しを聞く機会を得ました。懇親会でも伊佐さんは市民の司法参加制度の歴史的・社会的意義について熱く語られていました。彼が書かれた「逆転」に出会ったのもその時です。

個人的に合宿以外で会う機会にも恵まれました。伊佐さんの紹介で、「陪審制度を復活する会」が支援する大阪ラジオ番組で4回に渡り米国の陪審制度を踏まえて、日本の陪審制導入について話したのもその頃でした。

伊佐さんは、陪審裁判導入の熱心な推進者であると同時に、優れた美酒家・美食家でもありました。会うたびに趣向を凝らしたお酒とその肴を用意してくれました。また、ある時は伊佐さんから個人的にカリフォルニアの名ワイン・オーパスワンの注文を受けたことがあります。

す。サンタクルズのワイナリーやワインショップを駆けずり回り、やっと一本見つけて、大阪で伊佐さんに渡しました。それを肴に陪審談義に話が弾みました。

最後にお会いしたのは震災前、新宿駅近くのレストランで陪審考・事務局の滝田さんや黒沢さん達と一緒に雑談した時でした。その時も伊佐さんは美味い焼酎だといって、スキットルを取り出し、皆さんと分けて飲んだのを思い出します。

一度、横浜中華街の有名レストランに招待された折には、帰国してすぐだったこともあり、不覚にも、お酒を飲んだあと15分くらい座ったまま、いびきをかいて寝てしまったこともあります。

一番思い出深いのは、2度目に横浜のご自宅に招待された時でした。事前に自叙伝の「オキナワと少年(講談社)」を送っていたいただきました。そこで伊佐さんの実父と弟の岩松信氏の話をする機会がありました。二人とも、伊佐さん同様、日本の政治や文化の架け橋として活躍された人物です。伊佐さんご自身も米国が事実

上占領していた1960年代の沖縄の刑事裁判で陪審員として選任されます。その後、米国式の陪審制度導入推進の第一人者として、意欲的に執筆・講演の活動を始めることとなります。

伊佐さんの実父は、日米両国で活躍した政治家・絵本作家として有名な八島太郎です。本名・岩松淳、第一次大戦後、日本帝国主義に反対する社会運動に加わり、その後、特高に数回逮捕され、その都度、壮絶な拷問を受けます。1939年に絵画勉強と称してアメリカに逃亡、拷問の状況や同胞の虐待について「New Sun」(新しき太陽、1943年出版)で発表しました。その中で、絵画的描写を通じて、日本政府の反帝国社会主義運動家への虐待や拷問を詳細に述べています。

米国で日本の真珠湾攻撃を知り、太平洋戦争末期の玉碎閩近の日本兵に向けて自害ではなく「生きろ」と降参を促す絵やビラ作りに奔走します。その後アメリカで次々と日本文化を背景にした独創的

な子供絵本を多く発表し、「Crow Boy(日本語題はカラス太郎)」「Umbrella(雨傘)」ではフランス・デヴィユ国際美術展グランプリを含む多くの国際的な賞を取りました。ご年配の米国人に「Taro Yashimaを知らない人はいないでしょう」。

弟の岩松信氏も戦後米国に渡り、マコ・イワマツ(Mako Iwamatsu)の芸名で多くの映画に出演します。名優Steve McQueen主演の映画「The Sand Pebbles(砲艦サンパブロ)」で、彼はアジア人で初めてアカデミー助演男優賞にノミネートされます。さらに日系人を含むアジア系俳優が人種差別を受けていた状況を踏まえ、アジア人俳優の労働組合(East-West Players Guild)をハリウッドで最初に作った人物でもあります。その後、多くの映画やテレビ番組に登場、米国では名俳優として名を馳せました。伊佐さんも同様に、歴史的な日米両国の政治的狭間で自ら活動するスペースを作るようになります。まず役者としてNHKのドラマ「逆転」で、自らを演じます。自分の経験を元に陪審員評議では、沖繩人がレイプ・殺傷されても米兵を罰することができない住民の心情を切々と他の陪審員に説明するシーンがあります。米軍基地に「占拠」された沖繩で、

民主主義の象徴とも言える陪審制度が

1963年に導入され、三ヶ月以上島に滞在した人々全員に陪審員資格が与えられました。沖繩で行われた9つの刑事と民事陪審裁判では、国籍に制限を付さない、いわゆる「国際陪審」が構成され、米国人、沖繩人、基地労働者のフィリピン人などが陪審員となりました。同時に多くの女性が積極的に陪審員として参加した裁判でもありました。2014年に八島太郎誕生100年祭が鹿児島で開かれ、そこに赴いた伊佐さんと妹のMomo Yashimaさんが同志社大学教授・米国弁護士コリン・ジョーンズのインタビューを受けた記事がJapan Timesにあります。伊佐さんは、陪審裁判の導入に向けた努力をこれからも続けていかなければならないと力説しています。

最後に、横浜中華街のレストランで不覚にも寝た事件ですが、その後、伊佐さんにインタビューを続けました。彼は「日本人は日本という国家権力の毒の触手に気がついていない」と断言し、一般人達が主権者として当事者として、司法を自らの手で行使すべきだと主張しました。伊佐さんの意見の背景には、日本と米国の両国をつなぐ深い絆のDNAがあると同時に、権力体制への徹底した懐疑心、そして人それぞれの良識を信頼する

強い信念があるように感じられました。

近年、陪審裁判を考える会・創設者が相次いで他界しました。英国法の巨匠であった庭山英雄氏が2年前亡くなりました。彼もまた国家権力に対し深い懐疑感を持ち、同時に一般人の良識を強く信頼した人物でした。そして今年、伊佐さんも逝ってしまいました。

陪審裁判を考える会のこれまで足跡を辿りながら、彼らの思いを、会の歴史的系譜の中に刻まなければと思います。先輩たちがなし得なかった刑事事件での陪審裁判の復活さらには民事事件での司法市民参加制度の導入など、今後の活動すべき事項についても、会の皆さんと連絡を取り、多くの市民団体と連携を構築しながら、陪審制度導入の実現に向けて活動しなければと考えます。

# 伊佐さんと陪審裁判を考える会

黒 沢 香 陪審裁判を考える会事務局

## 1. さまざまな合宿

大学に就職した1988年の夏に初めて、私は四宮啓さんに連れられて、山中湖のそばにあるホテル・マウント富士に出かけ、「陪審裁判を考える会」の合宿で、専門の社会心理学の発表をした。伊佐千尋さんはそこにいたはずだが、私が後にかかった病気のせいもあり、まったく記憶に残っていない。かすかに記憶に残っているのは、夜中すぎに富士山の山頂付近で登っている人の灯が見えたことである。たしかにホテルから山の上で揺れる懐中電灯の灯が見えたのである。

それから何年かごとに、忍野村にあったホテルや、熱海のシーサイド・スパⅡアンドⅢリゾートに移った。合宿は伊佐さんが仕切っていて、知っている支配人が移動したからだと聞かされたが、ホテルが高級になってきて、考える会があまり合わなくなったのかも知れない。それから伊佐さんの影響から離れ、ホテル・リゾートピア熱海や、(詐欺の舞台となり、今はない)岡本ホテルなどでも、夏の合

宿が行われた。

熱海の岡本ホテルもそうだったが、「KR沼津はまゆう」は合宿のため、私が予約したと思う。後者の場合、千葉大学教員だったからである。沼津で合宿を開いたときには、国会議員が出席してくれた。後に法務大臣になる人で、夜遅くまで議論したと思うが、その具体的な記憶がない。そういえば、最高裁判所の元長官が来たこともあった。それはどこのホテルでの合宿だったか、私の中ではつきりしないが、考える会はずい過去を積み積していると思う。

それから、横浜の開港記念会館で数回、泊まらない合宿をした。これは松本肇さんの貢献が大きかったと思う。この時いつも庭山英雄さんや後藤昌次郎さんがいたはずだが、申し訳ないけれど、あまり記憶にない。伊佐さんもいたはずだが、記憶にないのである。もちろん、事務局長の滝田清暉さんもいたし、沢田美佐子さんにも、開催にご尽力いただいた。そして私が大学を変わって東京に出て

からは、東洋大学で例会を開いたり、泊まらない合宿をしたりするようになった。大学を変わったのが、2004年春で、5年後に2〜3ヶ月ほど病気になるようになった。こうして書いているのだから、後遺症もたいして残っていない。しかし、残念なことに記憶が大部分、抜け落ちてしまっている。都合の悪いことなど、少しも覚えていないのである。

## 2. 例会のときどき

また月例会も開かれた。最初は青山学院大学のアイビーホール(その当時は違う名前だったような気がする)で陪審法案のアイデアを出し合った。その成果は、公表されたと思うが、いろいろと議論がつきないところである。

その後、例会は東京新聞の会議室で行われたか、それとも早稲田大学近くの出版社の会議室か、どちらが先か、記憶がはっきりしない。とにかく事務局長が四宮さんから飯室勝彦さんにバトンタッチされ、その後、滝田さんが事務局長になっ

てからは、滝田事務所近くの貸会議室に移った。そこにいたのが何年間になるのか、あまり記憶がない。

私が大学を移ったあと、東洋大学で月例会を開くようになった。最初のころは、松本さんがビデオに撮っていた。私が病気をした後、泊まらない合宿で、松本さんが有名人をたくさん連れてきたというもある。私が大学を退職したあとは、例会は國學院大学や青山学院大学で開いている。

## 3. 司法制度改革

司法制度改革審議会は2001年6月12日に答申を出した。それによって、裁判員制度は2004年に法律が成立し、2009年5月21日に施行された。答申のあと、「市民の裁判員制度・つくりかえ」ができて、陪審裁判を考える会でもほとんど全員が入って運動を盛り上げた。伊佐さんもメンバーだった。実際の裁判員制度ができるにつれて私たちの会は、市民による制度があまり実現しなかったもので、がっかりしたのを覚えている。

その後、新宿の天婦羅屋で伊佐さん、滝田さん、福来寛さん、そして私で、食事をして、飲んだという。じつは、まったく記憶がない。言われて、そうか一緒に行ったのかというのが実情である。もち

ろん、このメンバーでは、私はあまり話さなかったと思う。でも、まったく記憶がないというのは、不思議である。

#### 4. 裁判員制度と陪審制度

さて裁判員制度であるが、長所もあると思う。それは判決に裁判員が関わることである。アメリカの陪審は、2〜3州の例外を除いて、有罪無罪しか判断しない。ということは、陪審裁判が開かれるのは、全面的に否認の場合しかない。有罪を認めるときは、陪審裁判は開けないのである。

アメリカでは通常、被告人が有罪を認める場合は陪審裁判でなく、裁判長（単独である）はすぐに判決を言い渡してほしいか、それとも後にしたいか、被告人の希望を聞いて、刑期を言い渡す。情状証人なんかいないのである。

ところが、日本の裁判員制度は被告人の答弁によらず、すべてが裁判になる（例外もあるが）。有罪を認める場合に情状証人がいることもあるし、裁判員が裁判官とともに刑期を決めるのである。

問題は、その肝心のところで、審議時間が短くなっていることである。だから、無罪有罪を争う場合で有罪の時、あらためて刑期を決めるため、新規の陪審（あるいは裁判員組織）を組むのがいいので

はないかと考える。アメリカの場合、陪審裁判で有罪であったとき、「後日に」量刑のヒアリングを行うのが当たり前である。

しかしアメリカでは、言い渡せる罪刑の幅が狭く決められているという。それが、わが国ではひとつの罪で、執行猶予から死刑まで「幅がある」。（私は死刑反対論者だが、そのことは別の機会に。）このところを考える必要があると思う。また当然のことだが、無罪判決はそのまま確定すべきで、検事が控訴することとは認められるべきではない。

そして、民事裁判のなかで、陪審の判断を求めるべきものがあると思う。沖縄や福島の問題も、裁判官でなく陪審が判断すれば、違う結果になるだろう。世論調査でも政府の判断とはつきり違うし、政府が当事者なのだから、政府の言うとおりにするのはおかしいのである。とにかく、「三権分立」になっていない。だから民事事件、とくに国が被告の行政事件は、アメリカと同じように、陪審で決めるべきだと思う。

#### 5. 結びに——伊佐さんによせて

あれは、いつのことだったか？ 横浜の伊佐邸に「飲み」行ったことを覚えている。というか、行ったことだけを覚

えている。誰と行ったか、何を飲んだか、何の機会だったのかも、今となっては分からない。伊佐邸もどんなふうになっていたか、ぜんぜん覚えていない。

伊佐さんは陪審論者として、今の「陪審裁判を考える会」のあり方を快く思っていないかったのかも知れない。実際、大阪の「陪審制度を復活する会」のほうに何回か出席していたようであるが、私たちの会には最近、出席していなかった。それは、いかにも伊佐さんらしい「やり方」だと言えるかも知れない。

伊佐さん追悼の言葉を言おうと、いろいろ述べたが、ここで書いたことに、賛成してもらえないかは自信がない。でも、まだまだ行く道は長い。状況に負けないで、刑事にも民事にも陪審が導入されるよう、がんばって行きたいと思う。それが亡くなった者への、生きている者の約束である。

### 陪審裁判を考える会 会報22号

発行 陪審裁判を考える会事務局 滝田 清暉

編集担当 黒沢 香

陪審裁判を考える会HP <http://www.baishin.com/>

メーリングリスト [baishin@freeml.com](mailto:baishin@freeml.com)

事務局住所 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-41-12

岡埜ビル7階 IP 国際技術特許事務所内

電話 03-5273-7695

郵便振替口座 00140-6-575080